

## 保土ヶ谷区少年野球連盟 苦情処理倫理委員会 規程

### (目的)

第1条 この規程は、保土ヶ谷区少年野球連盟(以下「本連盟」)規約第2条に基づき、常に健全かつ公正な運営にと努めるとともに、スポーツの振興を通してその社会的使命を果たすために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本連盟の綱紀肅正の推進に関する事。
- (2) 本連盟加盟団体・関係者について、本連盟規程の遵守・処分に関する事。
- (3) 前項について、周知徹底を図るとともに必要に応じて事実確認等を行い、その結果を理事会に具申する事。

### (委員)

第3条 委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員は、常任理事または常任理事が推薦する者の中から会長が任命する。

2. 委員長は、常任理事会より委任された事項における業務を執行する。
3. 委員の任期は、委員会の立ち上げた際の委嘱日より開始し、委員会終了時に終わる。

### (委員会)

第5条 委員会は、常任理事会より委任の都度、委員長が招集してその議長となる。

2. 委員会は、全ての事項について、秘密として保持し、他に漏らしてはならない。
3. 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
4. 委員長は、委員に対し各業務を任ずることができる。

### (本規定の変更)

第6条 本規程は、本連盟理事会の議決により変更することができる。

### 附則

1. この規程は、平成30年9月23日から施行する。